

答申

1 審査会の結論

本件開示請求に対する処分庁の部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 開示請求

審査請求人は、令和4年11月11日付けで旧神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号。以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、神戸市長（以下「処分庁」という。）に対し、「社会福祉法人○関係者から福祉局監査指導部に提供された○施設長○に関して記載された文書。但し、申請書届出書等業務における定型の文書を除く。」について、個人情報の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という）。

(2) 部分開示決定

処分庁は、令和4年11月25日付けで条例第19条第5項に基づき、審査請求人に対し本件開示請求に係る決定期間を延長する旨通知したうえで、同年12月5日付けで本件開示請求に係る個人情報等のうち、開示請求をした者以外の第三者に関する情報及び法人の事務事業に関する情報を非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和5年3月2日受付で、本件処分のうち開示請求をした者以外の第三者に関する情報及び法人の事務事業に関する情報（以下「本件非開示情報」という。）を非公開とするとの部分を取り消す、との裁決を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張について、令和5年3月2日受付の審査請求書及び令和5年4月10日受付の反論書から、審査会の判断に関わると認められた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件処分は、「開示請求をした者以外の第三者に関する情報及び法人の事務事業に関する情報を非公開とする」とした上で、その理由として、「上記の情報は、公にすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれ及び関係者の理解及び協力が得にくくなり、神戸市が実施する指導監査に影響を及ぼすと認められるため」としている。

このうち「開示請求をした者以外の第三者に関する情報」を非公開とする理由「公にすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれ」については、条例の該当条文第16条第3号の「第18条の規定により開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報等であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」をそのまま引用しただけで、具体的な理由が全く開示されていない。

東京都公文書開示等に関する条例に関するものであるが、最高裁判所第1小法廷平成4年12月10日判決（判例タイムズ813号184頁）で「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該

答申第2号

公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示している。この最高裁判例に従えば、実施機関が、条例の「開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」に該当すると主張するのであれば、該当条文を示すとともに、それに該当すると考える根拠を示す必要がある。

「法人の事務事業に関する情報」を非開示とする理由に関しては、「関係者の理解及び協力が得にくくなり、神戸市が行う指導監査業務に影響を及ぼす」としているが、そもそも法人の事務事業に関する情報がどのような情報を指すのか意味不明であるほか、「指導監査業務に影響を及ぼす」ことが、なぜ事業目的を損なうのか、なぜ著しい支障が生じるのかが、この非開示通知からは理解できず、処分の際に、非開示の根拠が示されているとは到底言えない。

さらに、非開示とされた文書のどの部分が3号に該当し、どの部分が4号に該当するかも明らかにされておらず、この点からも違法である。

4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張について、令和4年12月5日付けの開示決定通知書、令和5年3月22日付けの弁明書、並びに令和5年6月9日の事情聴取から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

処分庁は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導、監査等の事務事業を執行している。事務事業の執行に当たり法人等から提供を受ける文書は、申請書、届出書等に類するもののほか、法人に係る情報提供や相談など多岐にわたる。情報提供等は、その内容や提供者について秘密が守られることを前提に処分庁を信頼して行われるものである。これらの情報が開示されることとなれば、その前提を欠くこととなるため情報提供等が抑制され、社会福祉法の適正な運用を期すことを目的に行われる指導等の事務事業執行に大きな影響を与えることとなる。

審査請求書では「具体的な理由が全く開示されておらず」と主張するが、本件は当該第三者の権利利益を保護するために非開示とするものであり、当然当該第三者の特定に繋がる情報を記載できないことからすると、処分庁の記載に問題があるとはいえない。

また、情報提供等が阻害されることにより「公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じる」ことは言うまでもなく、処分庁は、これらを合わせて「指導監査に影響を及ぼす」と記載しているのであり、審査請求人の主張は失当である。

5 審査会の判断

本件請求に対する審査会の責務は、争点となっている本件通知書に記載された理由付記の適法性、及び本件非開示情報の条例第16条第3号及び第4号の該当性について、審議することにある。

以下、検討する。

(1) 本件通知書に記載された理由付記の適法性について

非開示決定に係る理由の提示については、神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）

答申第2号

第7条において、「申請により求められた許可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と規定されている。

開示することができない理由の提示の程度については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が非開示の理由を十分に認識しうるものであることが必要であり、また、非開示とした情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかも併せて提示しなければならない。

審査請求人の主張によれば、処分庁は、非開示決定処分の理由について、「開示請求をした者以外の第三者に関する情報及び法人の事務事業に関する情報を非公開とする。(神戸市個人情報保護条例第16条第3号及び第4号該当) 上記の情報は、公にすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれ及び関係者の理解及び協力が得にくくなり、神戸市が実施する指導監査に影響を及ぼすと認められるため。」としか記載されておらず(なお、処分庁に対する事情聴取のなかで、上記非開示決定処分の理由に記載した「法人の事務事業に関する情報」の記載中、「法人」は「市」の誤記であったことが、処分庁の職員からの事情聴取の際に明らかになった。)、条例の該当条文をそのまま引用しただけで、具体的な理由が全く開示されておらず、原処分は違法であるとしている。

確かに、本件処分の理由付記は、非開示理由の類型を纏めて提示するなど、やや丁寧さに欠けるところが見受けられるものの、非開示の根拠規定を提示するとともに、第三者の正当な権利利益を侵害すること、及び関係者の協力が得にくくなることで処分庁が実施する指導監査に影響を及ぼすことを示しているのであるから、非開示理由を推認できないとまではいえない。したがって、本件処分の理由付記は違法であるとまではいえない。

なお、上述のとおり、本件処分の理由付記は、やや丁寧さに欠けるところがあると思料する。処分庁は、審査請求後の弁明書において具体的な理由を述べているのであるから、当初の開示決定通知書においても、類型ごとに区分して具体的な理由を提示するなど、もう少し請求者に配慮した理由付記を行うべきであった。

(2) 本件非開示情報の条例第16条第3号及び第4号の該当性について

ア 条例第16条第3号の該当性について

本号は、非開示にできる場合として、開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるものと規定している。

本号にいう当該第三者の正当な権利利益を侵害する場合にあたらぬと判断するには、開示請求者と第三者との関係性から審査請求人が第三者の個人情報を当然に知り得る立場にあることが明らかである場合や、個人情報の内容等を勘案して第三者が当該個人情報を審査請求人に知られることについて、嫌悪感や不快感を抱くものではないと認められる場合でなければならない。

本件について検討してみると、審査請求人は、本件非開示情報は社会福祉法人の理事長や監事、職員から提出された文書であり、一般市民による公益通報のように保護すべきものとは異なり、当事者であり、施設長でもあり、理事でもある審査請求人に開示できない理由はないと主張し、処分庁は、本件非開示情報は当該第三者の権利利益を保護するために非開示としたと主張している。

処分庁は、社会福祉法人の運営に対する指導、監査等に関する事務に携わる立場にある

答申第2号

ことから、施設利用者や関係者からの公益通報、情報提供及び相談等が寄せられることは十分に想定されるところである。このような通報等は、法人運営等に関して不服がある者が行政による指導を求めて行われるのであるから、通報者等の立場を考慮すれば、通報者等に係る情報は、基本的に秘密として取り扱われることを前提にしているものと思われる。

そうすると、通報等が秘密として取り扱われることによって、通報者等の正当な権利利益が保護されるのであるから、本件非開示情報が開示されると、処分庁に対して相談等を行った当該第三者の正当な権利利益が侵害されるおそれがあると認められるため、本件非開示情報は条例第16条第3号に該当し、非開示とした処分庁の決定は妥当である。

イ 条例第16条第4号の該当性について

上記アのとおり、本件非開示情報が条例第16条第3号に該当すると判断した以上、同条第4号の該当性についての検討を要しない。

(3) 結論

以上により、当審査会は、冒頭の結論のとおり判断する。

(参考) 審議の経過

年月日	審査部会	経過
令和5年3月27日	—	諮問書を受理
令和5年6月9日	第2回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和5年6月30日	第3回審査部会	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和5年8月1日	第4回審査部会	審議
令和5年9月1日	第5回審査部会	審議